

所定内手当支給基準

第1章 総則

(目的)

第1条 本基準は、適正な給与計算処理を行うため、給与規程第4条及び第23条、有期社員就業規則第71条に基づき、所属社員に対して支給する所定内手当について規定したものである。

(主管部門及び責任者)

第2条 本基準の主管部門は人事総務部とし、責任者は人事総務部マネージャーとする。

第2章 達成手当

(支給対象者)

第3条 当該基準の達成手当適用対象者は、以下の条件を全て満たす者とする。

(1) 24/7Workout および 24/7English に所属する者でかつ、社員、契約社員またはアルバイトの者

(2) 研修期間中の研修生ではない者

(3) 管理職ではない者

2 統括エリア店長は、第5条に規定する第1号セッションフィー及び第2号物販手当、第5号オンラインフィットネス手当、第6号インフィニティセッション手当、第7条のお客様紹介手当を支給対象外とし、第5条第3号業績手当および第4号カウンセリング手当のみ支給対象とする。統括エリア校長は、第5条各号は支給対象外とする。

3 本条前各項に関わらず、本社所属社員でかつ、インフィニティまたはオンラインセッションの職務を遂行した期間については本規則第5条第1号または第5号の手当を支給対象とする。

4 本条第1項に関わらず、管理職は第5条第1項第4号カウンセリング手当を支給対象とする。

(算定対象期間)

第4条 達成手当は、研修期間は算定対象外とし、算定対象期間は1日から末日までの1ヶ月間とする。

(達成手当の種類及び支給日)

第5条 達成手当は、以下の6つの手当で構成し、毎月の給与支給日に社員が給与指定口座として指定した口座に支給する。

(1) セッション手当

セッションの実施回数、延長回数に応じて、末日締め翌月支給とする。

(2) 物販手当

各販売商品の物販売上金額に応じて、末日締め翌々月支給とする。

(3) 業績手当 (24/7Workout のみ)

各店舗の営業利益に応じて、末日締め翌々月支給とする。

(4) カウンセリング手当 (24/7Workout のみ)

成約入金額に応じて、末日締め翌月支給とする。

(5) オンラインフィットネス手当 (24/7Workout のみ)

入会数に応じて、末日締め翌月支給とする。

(6) インフィニティセッション手当 (24/7Infinity fitness のみ)

セッションの実施回数、延長回数に応じて、末日締め翌月支給とする。なお、当該手当は、2019年12月1日付で運用開始とする。

(達成手当)

第6条 達成手当は以下のとおり計算する。

<24/7Workout 所属する者に適用する達成手当>

(1) セッション手当

①通常(延長)セッション

(2021年2月28日まで)

通常(延長)セッション実施回数×単価

【単価】

役職区分	通常セッション				延長セッション
	60分	75分	100分	120分	
	オンラインパーソナル				
	—	45分	60分	75分	
アルバイト・契約社員	500円	500円	650円	800円	—
一般	400円	400円	700円	800円	400円
シニアTR(PTL)	400円	450円	750円	850円	500円
シニアTR(MPTL)	400円	500円	800円	900円	600円
店長代理	400円	400円	700円	800円	500円
店長	300円	300円	300円	300円	1,000円

なお、上記延長セッションを実施した場合は、通常セッションに延長セッションを加算のうえ、支給します。

(2021年3月1日以降)

通常(延長)セッション実施回数×月間のカウンセリング・セッション数に応じた単価(詳細:別紙2)

なお、有期契約社員においては、2021年3月2日以降に最初に到来する契約満了日までの間は、2021年2月28日までのセッション手当体系または別紙2のセッション手当体系のいずれかを1回に限り選択できるものとする。その後、契約更新する場合においては、別紙2のセッション手

当体系を適用するものとする。

②オンラインフィットネス

【単価】

オンラインフィットネスは、役職に関わらず、最低 400 円（1 レッスン 45 分）とする。

なお、2020 年 10 月実働分以降の単価は、個人のスキルおよび能力、経験等に応じて 1 レッスン 45 分 400 円から 800 円の範囲内で前月末日までに単価を決定し、適用する。

(2)物販手当

<通常>

一般 — 店長：販売した商品定価価格（消費税抜）×2.5%

有期契約社員：販売した商品定価価格（消費税抜）×1.25%

なお、定期購入の 2 回目以降についても、適用する。

(3)業績手当

店長・店舗責任者：各店舗の営業利益×0.22%

統括エリア店長：担当するエリアの営業利益×0.12%

(4) カウンセリング手当

対象：店長代理、店舗責任者、店長、統括エリア店長、エリア長

手当：成約入金額（消費税抜）×0.3%

(5) オンラインフィットネス手当

対象：一般、店長代理、店舗責任者、店長、有期契約社員

手当：オンラインフィットネス入会につき 1,500 円/件

(6) インフィニティセッション手当

(2021 年 2 月 28 日まで)

通常セッション実施回数×単価

【単価】

役職区分	通常セッション
一般	1,200 円
店長代理	1,350 円
店長・リーダー・統括エリア店長・ アシスタントマネージャー・管理職	1,950 円

(2021 年 3 月 1 日以降)

別紙 3 の通りとする。なお、有期契約社員においては、2021 年 3 月 2 日以降、最初に到来する契約満了日までの間は、2021 年 2 月 28 日までのセッション手当体系または別紙 3 のセッション手当体系のいずれかを 1 回に限り選択できるものとする。その後、契約更新する場合においては、別紙 3 のセッション手当体系を適用するものとする。

<24/7English 所属する者に適用する達成手当>

(1) セッション手当

① 1 分当たり 21 円とし、25 分、40 分、60 分、75 分、90 分のレッスン時間区分で支給する。ただし、プレミアムカスタマイズコースのレッスン単価は、1 分あたり 31.5 円とする。

②達成手当金額

【通常レッスン】

(単位：円)

支給対象者	通常レッスン時間				延長 フィー
	40 分	60 分	75 分	90 分	
一般	840 円	1,260 円	1,575 円	1,890 円	1,500 円
校長代理					
校長(B~SS)					

【プレミアムカスタマイズコースレッスン】

レッスン時間	90 分
	2,835 円

なお、当該プレミアムカスタマイズコースの適用開始日は、2019 年 5 月 1 日以降とし、トライアル運用期間については、本基準の規定を準用して支給するものとする。

(2) 物販手当

当該物販手当は、2019 年 2 月 1 日より算定対象とし、2019 年 4 月度支払給与より支給開始とする。なお、通常商品に対する物販手当は、2020 年 11 月 1 日より算定対象とし、2021 年 1 月度支払給与より支給開始とする。

一般（有期社員を含む）－校長：

【DVD 販売個数 100 個以下の場合の物販手当単価および物販手当支給額】

5,000 円/個×販売個数

【通常商品】

一般（有期社員を含む）－ 店長：販売した商品定価価格（消費税抜）×2.5%

2020年11月1日～2021年4月30日までの6ヶ月間は、英語事業部の定めた別紙1によるものとする。

(平成30年6月30日以前入社の有期社員に対する移行措置)

第6条の2 平成30年6月30日以前入社 of 24/7English 所属の有期社員については、その条件をそのまま適用とするか、前条の 24/7English 所属する者に適用する達成手当を適用するかを 1 回に限り選択できるものとする。

【平成 30 年 6 月 30 日以前のセッションフィー】

セッション時間	単価
90 分	500 円
135 分	750 円

180分	1,000円
------	--------

- 2 平成30年6月30日以前入社の方の24/7English所属の有期社員については、平成30年6月30日以前の条件をそのまま適用とするか、前条の24/7English所属する者に適用する達成手当を適用するかを選択できるものとする。

【平成30年6月30日以前のカウンセリング成約手当】

セッション時間	単価		
	2ヵ月	3ヵ月	4ヵ月
90分	500円	1,000円	2,000円
135分	750円	1,500円	3,000円
180分	1,000円	2,000円	4,000円

第3章 お客様紹介手当

(お客様紹介手当)

- 第7条 お客様紹介手当は、別に定めるお客様紹介制度に関する取扱い基準のお客様紹介件数に応じて、紹介されたお客様がコース契約（入金）を締結した月の翌々月支給とする。
- 2 お客様紹介手当は、お客様を紹介し、24/7Workoutまたは24/7Englishまたは24/7Infinityへの入会に協力した場合でかつ、手当支給日に在籍していることを条件として支給する。ただし、当該手当は、紹介されたお客様がコース契約（入金）締結の翌月末時点で全額返金制度を利用していないことを条件とする。なお、当該お客様紹介制度の詳細は、別に定めるお客様紹介制度に関する取扱基準によるものとし、紹介されたお客様の入会日が2019年8月1日以降の事案を適用対象とする。
- 3 お客様紹介手当の支給金額は、紹介1件あたり5,000円とする。ただし、2019年8月1日から2019年11月30日までの事案については、お客様紹介件数1件につき8,000円を支給し、2019年12月1日から2020年2月29日までの事案については、お客様紹介件数1件につき5,000円に及び当社で販売する商品（税抜9,800円以下のもの）を現物支給する。
- 4 前項の当社で販売する商品（税抜9,800円以下のもの）の現物支給に対する課税処理は、原則、現物支給を行った日の属する月の翌月に行うものとする。
- 5 第3項に関わらず、2020年7月1日から2020年9月30日までの入金事案については、24/7Workoutのお客様紹介件数1件につき20,000円を支給するものとする。

第4章 地域手当

(地域手当)

- 第8条 給与規程第23条の2および有期契約社員就業規則第59条に規定するその他手当について、24/7Workoutおよび24/7Englishに所属する無期社員および有期社員でかつ、勤務地が所在する都道府県が東京都または神奈川県の場合は、以下のとおり地域手当を支給する。

<地域手当支給額>

勤務地が所在する都道府県	地域手当
東京都	月の所定労働時間×13円
神奈川県	月の所定労働時間×12円
上記以外の都道府県	0円

- 2 当該手当は、2019年10月1日より支給開始とする。
- 3 配属または人事異動により勤務地が変更となった場合は、配属後または異動後の勤務地が所在する都道府県に応じて支給額を見直し、支給額を決定、または支給停止とする。なお、月の途中で勤務地に変更が生じた場合は、変更日の属する月は、変更前と変更後の地域手当を比較していずれか高い方の地域手当を支給し、変更日の属する月の翌月から変更後の支給額を支給する。また、勤務地の変更により地域手当が支給対象外の勤務地となった場合は、勤務地変更日の属する月の翌月から支給停止とする。
- 4 当該手当は、法定外労働時間および休日勤務時間、深夜勤務時間に対する割増手当の算定基礎額に含めるものとする。

第5章 その他

(罰則)

第1条 本基準に定める給与の支給を受けるにあたり虚偽の届出をし、又は変更の届出を怠り不当に給与の支給を受けたときはこれを返納させ事情によっては懲戒処分とすることがある。

(例外事項)

第2条 本基準にない事項は、その都度稟議により決定する。

(附則)

1. 本基準の変更は、職務権限規程によるものとする。
2. 本基準は、2019年2月20日付で給与規程より移行し、制定する。
3. 本基準は、2019年2月25日より改定し、施行する。
4. 本基準は、2019年8月1日より改定し、施行する。
5. 本基準は、2019年10月1日より改定し、施行する。
6. 本基準は、2019年12月1日より改定し、施行する。
7. 本基準は、2020年3月1日より改定し、施行する。
8. 本基準は、2020年8月1日より改定し、施行する。
9. 本基準は、2020年9月1日より改定し、施行する。
10. 本基準は、2020年10月1日より改定し、施行する。
11. 本基準は、2020年11月1日より改定し、施行する。
12. 本基準は、2021年3月1日より改定し、施行する。